

デジタル版の利用方法について

1. 現状と課題

デジタル版が新たに作成されても、利用できる医療機関が限定されると、当面の間、デジタル版と標準フィルムを使い分ける必要が生じる。

また、標準フィルムは大角サイズ（356×356mm）で出版されていたが、デジタル版は電子媒体（CD-ROM 等）またはインターネットを通じて提供できる可能性がある。

これらを踏まえ、デジタル版が作成された後の利用方法について、予め検討しておく必要がある。

2. デジタル版作成後の利用方法（案）

(1) 対応要件を満たす機器（資料4）を備えた医療機関

- 電子媒体またはインターネットを通じて取得したデジタル版を用いて、モニターまたはフィルムで受診者の写真と比較する。
- じん肺管理区分の申請時は、フィルム出力された写真を提出する。

(2) (1)に該当しない医療機関

- 現行どおり、標準フィルムを用いて、撮影条件を限定した CR または DR 写真と比較する。

(3) 厚生労働省（本省・都道府県労働局）

- 標準フィルムと、フィルム出力されたデジタル版の両者を備え、申請者から提出された写真の種類に応じて使い分ける。